

佐賀県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年十二月二日から平成二十四年一月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 中原三瀬線	三養基郡上峰町大字堤字四本谷一八 六七番四地先から 三養基郡上峰町大字堤字四本谷一九 五八番一地先まで	平成二三・一一・二